

第2 検討部会 会議録

会議の名称	第25回 第2 検討部会
開催日時	平成20年9月30日(金)18時00分から20時50分
開催場所	川口市職員会館 2階 講座室A
出席者	(部会長)平副委員長 (委員)永瀬委員、大関委員、石井委員、篠田委員、高橋委員、吉田委員
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対話集会について ・素素案(たたき台)について ・起草委員について ・今後の検討事項について
会議資料	「第25回検討部会」、「運営調整部会資料」、「対話集会について」、「委員提出資料」
発言内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対話集会について <ul style="list-style-type: none"> ・資料はどれだけ用意するか。 (事務局)50部とする。 ・名札はどうするか。 (事務局)最初にあいさつで委員の自己紹介が必要だ。委員各自が持っている名札も持参したほうがよい。 ・配布資料について (事務局)次第、アンケート、広報かわぐち等の資料、素素案(フォーラムで使ったものを文字を拡大する等見やすくしたもの) ・パブコメの案内をしたほうが良いのではないか。 (事務局)進行の中で連絡したい。 ・パブコメについて配布できる資料が必要だ。 (事務局)今後のスケジュールの説明の中で、日程を説明することも想定している。 ・素素案たたき台の説明をどうするかだが、フォーラムの中でも様々な意見があったが、それも参考にしなければならない。 ・全体をまとめて10分程度で説明するのも一案だ。 ・たたき台の説明は河合委員に一任とすることとしたい。 ・当日集合したときに、内容を委員間で確認したい。 ・高橋委員は、5~6分で、なぜ条例が必要かということと、条例作りの経過について説明したいと考えている。 ・資料ナンバーを入れたほうが良いと考える。 ・自己紹介は司会が先導で各委員が自己紹介する。 ・広報等の資料について、シリーズであること等説明が必要だ。 ・ポップについては、吉田委員作成のもので問題ないと考える。 ・アンケート回答用の筆記用具が必要だ。

- ・ 座席配置は、スクール形式のほうが良いのではないか。
- ・ 原則事務局は質問に答えない、ということでよいのではないか。
- ・ 会場はスクール形式としたい。可能であれば、ホワイトボードを用意して、遅れてきた方への配慮が出来るとよい。
- ・ 受付は廊下では出来ない。入り口のところに机を横にして受付とするしかない。
- ・ 受付で地区とフルネームをご記入いただくこととしたい。書いていただける方は書いておきたい。
- ・ 石井委員が受付を担当することとする。
- ・ 河合委員には、高橋委員の話す内容と本日の議事録を共有する。
- ・ 河合委員が説明する時間は20分程度とする。内容は河合委員に一任して、当日18時に委員が集まった際に共有して、最終の打ち合わせをする。
- ・ 公民館では、歌の会や太鼓の会が開催されることもある。念のためにマイクがあると良い。
(事務局) 可能であるか検討したい。

・ 素案(たたき台)について

「1 名称」について

- ・ 「川口市民自治基本条例」がよいとの声が強かった。

「2 前文」について

- ・ 高橋委員が自身の案として前文を作成したので、それを編集委員会に提出することとする。
- ・ 川口市内でも安行付近には自然がまだある。これ以上の自然破壊をしないという観点が必要ではないか。
- ・ 川口のよさを守るという表現であれば盛り込めるのではないか。
- ・ ビジョンを入れることが川口らしさだと考える。
- ・ 自治基本条例は、まちづくりのルールについて定めている場合が多い。市民が行動するツールを盛り込んでいる例はある。今回はそのような要素は薄いかもしれない。
- ・ 他の自治基本条例を見ると、協働といった項目が入っているケースが多い。川口はやや異質だ。
- ・ 最高規範といっても、どの部分で生活に関っていくのかがわからないという印象がある。
- ・ そもそもビジョンを実現するためのルールとして自治基本条例があるわけだが、その点の認識が不足しているようだ。
- ・ 現行の素案の前文はビジョンが見えない点が課題だ。

「4 市民」について

【市民の責務】(高橋委員追加提案項目)

- ・ 高橋委員から、市町村民税の滞納等が深刻であることへの対応として、市民の責務について規定する必要がある。
- ・ 税金の滞納以外にもマナーの問題もある。
- ・ 市民の権利の裏側にある責務への意識が啓発されることで新たな市民の活動につながる。
- ・ 市民の役割とは別に「市民の責務」という項目が必要ではないか。
- ・ 権利があれば責務もあるのが当然ではないか。
- ・ 編集委員会では「市民が主人公であるので、市民を縛るのはいけない」との考えから責任については大々的に規定せず、「市民の役割」の中にわずかながら要素が残っている。納税義務等については、日本国憲法にあるので必要は無いとの考えだ。
- ・ 憲法等の上位法に権利も規定されている場合もある。責任に関することだけ除外されるのはなぜか。
- ・ 文案としては「川口市政は市民の負担で賄われていることを認識するという文言はどうか。」。条例本文でなくても、逐条解説には何らかのことを記載すべきではないか。
- ・ 川口はマンションが増えていることから、今後の市民の傾向として、権利ばかり主張する人が増える可能性があるので、責務について入れるべきではないか。
- ・ 権利があれば義務が付随すると考えているので必要だ。
- ・ 市民が主人公であるからこそ、主人公たるための義務という観点から責務への言及が必要ではないか。
- ・ 若者の間で権利と義務という考えは薄いと思う。このままでは、「市民が主人公である」という理念を「何をしても良い」と誤解する可能性がある。
- ・ 高橋委員が文言の修正案を明後日までに作成する。
- ・

【協働の原則】

- ・ 平委員及び河合委員の資料をもとに議論。
- ・ 河合委員が提起した、「協働でないと出来ない例」は特段該当するものがなかった。
- ・ 対等の立場ということばは精神的な意味で対応ということであり、この点にこだわらなければ、総務省の定義(市民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動すること)が成り立つ。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「行政は～誠実に協議して応じる義務を有する。」は、「誠実に協議する義務を有する。」でよいのではないか。 ・ 協働の定義が必要ではないか。修飾語的に初出の「協働」を定義する必要がある。 ・ 参画と協働と参加とで 3 本立てで表現しておいたほうが良い。協働はその中でも主体的だ。 ・ 協働の定義は追加したほうが良いと考える。誤解を招かないために必要だ。読んだ市民が協働についてわからない可能性もある。 ・ 「市民は行政に対して協働（市民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動する）を求める権利を有する。」とするのも一案だ。 ・ 行政サイドからの協働も有りうるので、「市民は協働を行う権利を有する。」とすれば幅広く包含できる。 ・ 他の部会はそれぞれ協働について意見を出した。第 1 検討部会だけが協働の必要性に疑問を抱いている。 ・ 協働という二文字に戦前からの意味合いがあるので、参画や参加では置き換えられないのではないか。 ・ 協働の説明や定義や説明をいれたほうが良いのではないかと、この意見が多かった。 ・ 対案を出すこととしたい。部会の意見というわけではないので、複数の対案があっても良い。協働の原則や定義に関する具体的な対案を事務局に 2 日までに送っていただきたい。 <p>・ 起草委員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河合委員からは議員以外の誰でも良いとの意見があった。 ・ 議員以外を対象として、立候補がなければ推薦とすることとする。40 名の委員の中から立候補を募り、人数が足りなければ推薦とする。 ・ 今回の第 2 検討部会では、立候補者はいなかった。 <p>・ 今後の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全て検討し切れていないが、パブコメ期間中の部会やパブコメに意見していただいても良い。 ・ 10 月はパブコメに出される案について議論する。議論結果は素案に反映してもらうことは可能だ。 ・ 10 月に 1 回、11 月に 1 回としたい。立石委員長の都合を聞いたうえで決めたい。 <p style="text-align: right;">（以上）</p>
次回以降日程	<p>第 26 回検討部会 今後決定 川口市職員会館 3 階会議室</p>